第一項の その届出及び添付書類を縦覧に供します。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。 規定により大規模小売店舗の変更の 届出がありましたので、 以下 法 とい います。 次のとおり公告し、 第六条

意見を述べる理由を記載した書面を添えて、 た書面に、 日までに奈良県産業・観光・ ください。 なお、 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、 氏名及び住所 (団体にあっては、 雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出して 団体名、 令和五年九月十九日から令和六年一月十九 代表者の氏名及び所在地) 意見 の内容を記載 並びに

令和五年九月十九日

奈良県知事 山 下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イズミヤショッピングセンター広陵店

所在地 北葛城郡広陵町大字安部二一五番三

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名称 (仮称) イズミヤ ス パ センター広陵店

所在地 北葛城郡広陵町大字安部二一五番三

(変更後)名称 イズミヤショッピングセンター広陵店

所在地 北葛城郡広陵町大字安部二一五番三

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

ては代表者の氏名

2

(変更前)

未定	イズミヤ株式会社	名称
	号 大阪市西成区花園町一丁目四番四	住所
	林紀男	代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
・オー商業開発	号大阪市西成区花園町一丁目四番四大阪市西成区花園町	今 井 康 博
ス株式会社	大阪市北区角田町八番七号	林 克 弘
<b>  一テイメント</b>	三号大阪市中央区西心斎橋二丁目二番	野 村 康 隆
株式会社CFIZ	○号 大阪市中央区南船場二丁目七番三	中山和亮
株式会社ジェイランド	堺市中区深井沢町三二三一番地	越前  尚史
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目三八番地	河合 映治
株式会社トミヤ	大阪府門真市柳田町二番五号	富一人
株式会社パリミキ	番三号東京都中央区日本橋室町二丁目四	澤田将広
株式会社フローリスト	四	時岡功二
株式会社ココカラファ	六号 横浜市港北区新横浜三丁目一七番	塚本厚志

マルシェ広陵株式会社	株式会社不二家
地葛城郡広陵町大字安部二三四番	号東京都文京区大塚二丁目一五番六
堀 川	河 村
李 延	宣行

# 三 変更年月日

令和五年六月六日ほか

## 四 届出年月日

令和五年九月四日

### 五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

### 六 縦覧期間

ます。 条例(平成元年三月奈良県条例第三十二号)第一条第一項に規定する県の休日を除き 令和五年九月十九日から令和六年一月十九日まで。ただし、奈良県の休日を定める

#### 七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで